

表－1 PCB廃棄物の保管状況(令和5年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	47	約240台	9,947	約29,000台	449	約1,300台
コンデンサー(3kg以上)	856	約2,200台	3,856	約15,000台	429	約1,100台
コンデンサー(3kg未満)	653	約220,000台	1,560	約85,000台	183	約12,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	156	約79,000台	11	18台
安定器	2,464	約380,000個	-	-個	787	約41,000個
PCBを含む油	79	約60トン	1,469	約45,000トン	35	約7トン
感圧複写紙	3	約2トン	25	約43トン	0	0トン
ウエス	162	約11トン	873	約150トン	43	約2トン
OFケーブル	-	-トン	39	約1,200トン	0	0トン
汚泥	16	約72トン	154	約18,000トン	10	約190トン
塗膜	3	約3トン	518	約1,500トン	7	約4トン
その他の機器	60	約6,400台	2,034	約14,000台	104	約220台
その他	312	約200トン	2,597	約10,000トン	103	約280トン

表－2 PCB使用製品の所有状況(令和5年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変圧器(トランス)	12	19台	8,736	約30,000台	1,023	約2,600台
コンデンサー(3kg以上)	77	約320台	939	約5,800台	1,514	約3,100台
コンデンサー(3kg未満)	14	約3,400台	310	約5,500台	134	約1,300台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	78	約2,100台	5	14台
安定器	242	約9,000個	-	-個	54	約1,000個
PCBを含む油	4	約0.00047トン	105	約210トン	3	約330kg
感圧複写紙	0	0トン	0	0トン	0	0kg
ウエス	0	0トン	2	約0.0001トン	0	0kg
OFケーブル	-	-トン	64	約330トン	0	0kg
汚泥	0	0トン	2	約0.00006トン	0	0kg
塗膜	0	0トン	298	約890トン	2	0kg
その他の機器	4	42台	1,099	約5,600台	149	約530台
その他	6	約0.59トン	348	約5,000トン	40	約1,400kg

○表－1及び表－2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。使用中電気工作物の中で特に柱上変圧器については、複数の事業所から重複して届け出られるため、電力会社に重複分を削除した値を確認の上、集計した。なお、一部事業者においては、低濃度柱上変圧器を所有しているが、使用中のため届出不要の措置が取られている。